

平成28年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1 児童健全育成環境の充実
-----	---------------

施策主管課	子ども未来課	総合計画記載頁	92ページ
-------	--------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	4 愛情豊かに子どもたちを育む	政策の達成目標 (基本施策目標)	地域社会が一体となって、子育て・子育ての支援に取り組み、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを生き育て、子どもがいそいそと子どもらしく育っています。
------	-----------------------------	----------------	-----------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

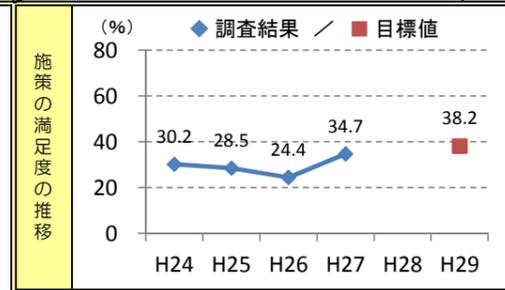
施策目標	児童が自主的・主体的に活動できる環境が整い、さまざまな人との関わりの中で、意欲を持って、健やかに育っています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果 指標3	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	地域での活動に取り組んでいる児童の割合(中学生)(%)	単年度目標値	47.3%	49.3%	51.4%	53.4%	55.5%			57.6%	B	調査結果	施策の満足度(%)		30.2%	28.5%	24.4%		34.7%
現状値(H23.12現在)			45.2%	実績値	47.7%	47.2%	46.7%	47.7%			目標値(H29)			38.2%	前年度からの増減					
目標値(H29)		57.6%	単年度の達成度	100.8%	95.7%	90.9%	89.3%													
指標2	放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数(人)	単年度目標値	17,016	19,862	23,324	27,200	31,888	37,438	A	【参考】中核市等との水準比較	放課後児童クラブ設置数/市立小学校児童1千人		中核市平均	2.61	2.68	2.79	2.88			
		現状値	14,716人	実績値	16,907	23,216	23,170	25,384					実績値	2.73	2.82	2.83	2.92			
	目標値(H29)	37,438人	単年度の達成度	99.4%	116.9%	99.3%	93.3%					中核市での本市の順位	19位/41市中	19位/41市中	22位/42市中	24位/43市中				
												中核市平均								

③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)										B
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年2月に、国において子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成推進大綱」が定められ、子どもたちは自己肯定感を育みながら、社会的に自立した個人として健やかに成長することが求められている。 本市においても、「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」に基づき、子ども・若者の健全育成環境の充実や子どもたちが将来の結婚や子育てに夢や希望を持てるよう、家族観・結婚観の醸成などに取り組む必要がある。 放課後児童健全育成事業については、平成27年3月に策定した「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、供給体制の確保や設備運営に関する基準への対応など、「子ども・子育て支援新制度」を適切に運用する必要がある。 	市民満足度	児童健全育成のための施策事業の継続的な実施や新制度の施行による放課後児童健全育成事業の充実などにより、市民満足度については向上が図られたものと考えられる。	総合評価	87点
施策指標	地域ぐるみでの児童健全育成環境づくりの推進や地域教育活動の支援に取り組んできたことにより、「地域での活動に取り組んでいる児童の割合」については前年度と同水準を維持した状況であり、また「放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数」は増加しているものの、いずれも目標値を下回る結果となっている。				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H27 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	青少年の居場所づくり事業の推進	○★	青少年のコミュニティ形成や 自主性・社会性の醸成	小学生, 中学生, 高校生	・青少年の体験・交流の場の提供 ・主体的な活動ができる場の提供 ・異世代交流の機会の提供	計画どおり	1,522	H19		地域が主体となる「青少年の居場所」について、地域展開の考え方やあり方を再整理し、推進すべき居場所づくりの方向性を明確にする。
2	青少年育成河宇地区連絡協議会の運営協力		協議会の事業を通じた青少 年の自主性の醸成	宇都宮市, 上三川町の 青少年	・関係機関・団体との連絡調整 ・育成関係者の活動助成 ・環境浄化活動の推進 ・啓発活動の推進	計画どおり	170	S43		協議会の事務局である県人権・青少年男女参画課と連携しながら、協議会の主催する「栃木県少年の主張河宇地区大会」等の事業を実施する。
3	宇都宮市青少年育成市民会議の運営支援		青少年健全育成活動の市民 総ぐるみでの推進	子どもとその保護者, 地 域, 学校, 企業等	・地区青少年育成会や青少年育成 団体相互の連絡調整	計画どおり	3,805	H12		地区育成会や青少年育成団体で組織する市民会議の運営支援や連絡調整を行い、地域における青少年の健全育成を促進することにより、市民総ぐるみで健全育成活動を推進する。
4	ふれあいのある家庭づくり事業の推進		家庭における親子のふれあ いや絆づくりの推進	子どもとその保護者, 地 域, 学校, 企業等	・「家庭の日」運動の推進 ・一家庭一絆づくり運動の推進	計画どおり	581	S41		ふれあいのある家庭づくり作品コンクールにおいて、若者が気軽に応募できるよう、「動画部門」を設け、コンクールへの若者の参加促進を図ることで、「ふれあいのある家庭づくり」の啓発を強化する。
5	放課後子ども教室推進事業(再掲)	○★	全ての児童に放課後等に安 全安心な居場所を確保する とともに、地域ぐるみで子 どもを育む環境づくり	市民(児童及び地域住 民)	放課後子ども教室の実施	計画より 遅れ	84,330	H19	独自性	今後、未実施校区に対して、それぞれの立ち上げにあたっての課題を把握し、校区ごとの実情に応じた立ち上げ支援を強化していく。また、実施校区に対して、学習支援やスポーツ・文化活動、交流活動などの活動内容の充実に向けた支援を継続する。
6	子どもの家・留守家庭児童会事業(再掲)	○★	留守家庭児童の生活の場と して遊びやしつけを通した児 童の健全育成と、乳幼児とそ の保護者の子育て支援	留守家庭児童及び乳幼 児とその保護者	乳幼児とその保護者への交流の 場、留守家庭児童への遊び場、居 場所の提供	計画どおり	493,051	S41		平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け、各子どもの家等が適切に運営できるよう支援の充実を図る。また、平成29年度からの支援単位の引下げに向けて、供給体制を確保する。
7	子どもの家建設・整備費(再掲)	○★	留守家庭児童の生活の場と して遊びやしつけを通した児 童の健全育成と、乳幼児とそ の保護者の子育て支援	留守家庭児童及び乳幼 児とその保護者	子どもの家施設の整備及び改修, 修繕, 設備等の新増設	計画どおり	89,339	S41		平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け、利用児童の良好な生活環境を確保するとともに、見込まれる受入児童数の増加に対応する供給体制を確保するため、引き続き余裕教室の活用や一時借用を基本に取り組んでいく一方、既存施設等の活用が困難な場合においては、現子どもの家等施設の老朽・狭小化などの状況を総合的に勘案し、計画的に新たな施設整備を行う。
8	キャリア教育推進事業(再掲)		児童生徒の望ましい勤労観・ 職業観の形成	市立中学校2年生の生 徒全員	社会体験学習運営の支援(事業所 による生徒受け入れ・保険・交付金 等)	計画どおり	6,378	H14		社会体験学習の充実を図るとともに、指導資料や本市ゆかりの職業人へのインタビュー等を収めたDVDを活用することにより、「宮・未来キャリア教育」を推進していく。
9	宮っこフェスタの開催	★	子育て・子育てに係る社会全 体の機運醸成	市民	・体験・交流型イベントの開催	計画どおり	2,527	H14		青少年の体験活動を促進するため、職業体験キッズみやこにおける参加希望者の受入の拡大に向け、商店街との協力体制を強化するとともに、参加型イベントや体験ブースの充実に向け、企業・団体等とのさらなる連携を図る。
10	宇都宮ジュニア未来議会の開催(再掲)		青少年の市民としての自覚 やまちづくりへの関心の醸成 及び自主性・社会性の醸成	中学生, 高校生	・中高生による模擬議会の開催	計画どおり	120	H17		青少年が、ジュニア未来議会への参加を契機に、ジュニア未来議会における提案事業に参画するなど、様々な事業や活動への参画につなげ、参加者が次代のリーダーとして成長していけるよう支援する。
11	チビッコ広場の運営支援		地域における児童の健康増 進や交流促進	子どもとその保護者, 地 域	・子どもの遊び場の提供	計画どおり	2,800	S49		身近な地域の安全・安心な子どもの遊び場として、自治会が管理運営するチビッコ広場に対し、整備費等の助成を行う。
12	少子化対策強化事業 (家族観や結婚観の醸成等)		若者や子育て家庭等に対す る家族観・結婚観の醸成	若者や子育て家庭等	家族観・結婚観の醸成	計画どおり	3,135	H26		より早い時期から結婚や子どもを持つことに対して身近な自分自身のこととして考えることが出来るよう、若者や子育て家庭に対して、結婚や子育てについて考える機会を提供するなど、家族観や結婚観を醸成するための継続的な意識啓発を実施する。
13	結婚活動支援事業(再掲)		結婚観・家族観の意識醸成	・市内在住又は在勤在 学の20歳以上の独身男 女等 ・市内の大学等の学生	・結婚を希望する独身男女を対象と した結婚活動支援につながる自己 啓発セミナーの実施 ・大学生等を対象としたライフプラン 形成支援セミナーの実施	計画どおり	2,506	H23		自己啓発セミナーについては、結婚を希望する独身男女を対象に、課題やニーズを踏まえて内容及び開催回数を充実させて実施する。また、結婚に対する意識の希薄化への対応に向け、これから社会に出る学生を対象としたライフデザイン形成支援セミナーの開催回数を拡充して実施し、早い時期からの結婚観・家族観の意識醸成を図る。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆子どもが自主的に活動できる環境づくりの推進のため、地域において人間関係を広げながら様々な体験を積み重ねることができるよう、引き続き、異世代交流や主体的な活動の場の提供が必要である。</p> <p>◆宮っ子ステーション事業の推進にあたっては、放課後子ども教室推進事業について、未実施校区に対し、学校区ごとの実情に応じた立ち上げ支援を強化していく必要がある。また子どもの家・留守家庭児童会事業については、「子ども・子育て支援新制度」の運用に伴う、事業の実施場所の確保や指導員の確保など、供給体制を計画的に整備していく必要がある。</p> <p>◆特に中高生など思春期の子どもには、自己肯定感の形成過程で将来の自己のあり方に関する思考を深め、多様な感性を生かした自主的な活動の場の提供が引き続き必要である。今後は、時代を担う子どもたちが将来の結婚や子育てに夢や希望を持てるよう、早い時期から家族観・結婚観を醸成することが必要である。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆引き続き、「青少年の居場所づくり事業」の推進や「宮っ子ステーション事業」など、地域における子どもたちの活動の場や機会の提供を行い、学校、家庭、地域、企業と連携・協力しながら、子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりの推進に取り組む。</p> <p>◆引き続き、「キャリア教育推進事業」や「宇都宮ジュニア未来議会の開催」など、体験機会の充実を図るための事業を実施する。また、子どもたちが将来の結婚や子育てに夢や希望を持てるよう、より早い時期から家族観・結婚観の意識醸成を図るためのPR活動の充実に取り組む。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>◆「青少年の居場所づくり事業の推進」については、地域が主体となる「青少年の居場所」について、地域展開の考え方やあり方を再整理し、推進すべき居場所づくりの方向性を明確にする。</p> <p>◆「放課後子ども教室推進事業」については、今後、未実施校区に対して、それぞれの立ち上げにあたっての課題を把握し、学校区ごとの実情に応じた立ち上げ支援を強化していく。また、実施校区に対して、学習支援やスポーツ・文化活動、交流活動などの活動内容の充実に向けた支援を継続する。</p> <p>◆「子どもの家・留守家庭児童会事業」については、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け、各子どもの家等が適切に運営できるよう支援の充実を図る。また、平成29年度からの支援単位の引下げに向けて、供給体制を確保する。</p> <p>◆「子どもの家建設・整備費」については、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け、利用児童の良好な生活環境を確保するとともに、見込まれる受入児童数の増加に対応する供給体制を確保するため、引き続き余裕教室の活用や一時借用を基本に取り組んでいく一方、既存施設等の活用が困難な場合においては、現子どもの家等施設の老朽・狭隘化などの状況を総合的に勘案し、計画的に新たな施設整備を行う。</p> <p>〈その他個別事業〉</p>